

平成27年度 第11回庁議要旨

日時：平成27年9月14日（月）

午前9時～

会場：庁議室

[審議事項]

1 新産業等創出促進助成金の取扱いについて（産業部）

本市震災復興基本計画に掲げる「新エネルギー等関連産業の集積」を推進するために、平成24年4月1日に石巻市企業立地等促進条例及び同施行規則を一部改正し、「新産業等創出促進助成金」等の新たな助成制度を創設した。

これまで、当該助成金については、指定事業者の操業開始後に交付してきたところであるが、独創的・先端的なビジネスモデルを持つ中小・ベンチャー企業は物的担保に乏しく、その育成のためには、より柔軟性を持った支援とすることが必要であることから、概算払を可能とするもの。

(1) 主な内容

① 対象者

指定企業者（事業所の新設等をしようとする者が投下固定資産額等の要件に該当すると認められる者）のうち、本市が石巻市企業立地等促進条例第3条に規定する便宜の供与を行った「誘致企業」であって、同条例第15条に規定する新産業等創出促進助成金の交付を受けようとする者

② 概算払を受けようとする場合に新たに提出が必要となる書類

ア 資金計画並びに支払計画書

イ 工事請負契約書及び仕様書（写し）

ウ 新産業等創出促進助成金返還誓約書

エ 新産業等創出促進助成金実績報告書[事業完了後]

③ 概算払の限度額

助成金交付決定額の9割以内

④ 期間

平成33年3月31日（本市震災復興基本計画の計画期間）までに当該助成金の交付申請をした者。

⑤ その他

工事着手後でなければ申請することができない。

(2) 今後の予定

石巻市企業立地等促進条例施行規則の一部改正（施行：決裁日）

以上